

日吉コミュニティ・スクール運営協議会会則

(名称)

- 1 会の名称を、日吉コミュニティ・スクール運営協議会（以下「協議会」という）とする。

(趣旨)

- 2 この会則は、大津市学校運営協議会規則（以下「規則」という）に基づいて設置する大津市学校運営協議会の実施要項（以下「実施要項」という）に従い、必要な事項を定める。

(協議会の目的)

- 3 協議会は学校の円滑な運営を図るため学校に対して意見や助言を行い、学校が地域、保護者とともに、より一層の開かれた学校、信頼される学校づくりの推進に努めることを目的とする。

(委員)

- 4 実施要項第2項に規定する委員の定数等については以下のように定める。
 - (1) 委員の定数は15名以内とする。
 - (2) 協議会の委員の内訳は以下のように定める。
 - ・通学区域内の住民の代表
 - ・在籍する生徒の保護者の代表
 - ・学識経験者
 - (3) 委員は校長が教育委員会に推薦する。
 - (4) 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (5) 委員は再任されることがある。

(会長、副会長)

- 5 会長、副会長については、次に定める。
 - (1) 会長は教育委員会が指名する。副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
 - (2) 会長は、協議会の議事を運営する。
 - (3) 副会長は、会長の補佐を行う。なお、会長が欠席の場合は議事を代行する。

(委員の役割)

- 6 委員の役割は、以下のとおりである。
 - (1) 校長が示す学校運営の基本方針や教育課程の編成等について説明を聞き、意見を述べ、承認を行う。
 - (2) 学校運営に関して、教育委員会や校長に対して意見を述べる。
 - (3) 年度末には学校評価委員による学校評価の結果の報告を受け承認する。
 - (4) 学校づくり、地域づくりなどよりよい学校組織づくりについて教育委員会に対して意見を述べる。

(協議会の開催)

- 7 本協議会は、年間3回程度開催する。なお、必要に応じて会長は本協議会を招集できる。

(総会)

- 8 総会は学校への協力団体(別表)により構成され、年間3回程度開催し、運営協議会の決定事項について報告を受けるとともに、教員、子ども、保護者、地域を結ぶ様々な取り組みについて意見交流する。

(地域学校協働活動推進員)

- 9 地域学校協働活動推進員の配置については、以下のように定める。
- (1) コミュニティ・スクールの円滑な運営を図るため、地域学校協働活動推進員を配置する。
 - (2) 学校運営協議会委員の中から選出する。
 - (3) 校長が選任し、教育委員会から委嘱を受ける。

(事務局)

- 10 事務局については、以下のように定める。
- (1) 事務局は、日吉中学校に置く。
 - (2) 事務局長は、校長が務め、事務局員として教頭、教務主任、生徒指導関係職員が務める。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から適用する。
この会則は、平成28年6月24日に一部改正
この会則は、平成29年5月20日に一部改正
この会則は、平成30年4月24日に一部改正

別表

自治連合会 民生委員児童委員協議会 人権生涯学習推進協議会 社会福祉協議会
健全育成学区民会議 補導委員・地域自主防犯連絡協議会 学校園 老人クラブ
PTA 子ども指導連絡会 坂本児童館・比叡ふれあいセンター・市民センター
保護司・更生保護女性会